

議会だより

43号

平成26年4月発行

Report of City Assembly



4月9日 白鳥小学校新入生
「今日から一年生だよ」

目次

議会報告	2~6
常任委員会報告	7~10
調査事件	10

一般質問	11~17
議員の賛否表	18~19
議会日誌・編集後記等	20

平成26年 3月定例会

平成26年第1回定例会は3月4日に招集され、会期22日間をもって3月25日に閉会しました。この間、報告4件、条例制定3件、条例改正14件、補正予算9件、当初予算8件、その他1件、人事1件、議員発議1件の合計41議案が提出されました。議員発議1件は否決となりましたが、その他の議案は全て原案とおり可決、承認しました。

報告(4件)

報告第1号

市長の専決処分の報告について

損害賠償額の決定1件と工事請負契約の変更2件について、報告がありました。

* 損害賠償額の決定について(1件)

嘱託職員が、庁用車で走行中、相手方車両に接触し、損傷させたもので、過失割合を85対15とし、賠償額を決定したものです。

* 契約の変更について(2件)

1件目は、「平成25・26年度大内地区幼保一元化施設建設工事(建築)」について、契約金額に577万5千円を追加したものです。

変更の主な内容は、カーテン、ロールカーペットの追加、フェンスの高さの変更などです。

2件目は、「平成25・26年度大内地区幼保一元化施設建設工事(設備)」について、契約金額から35万7千円を減額したものです。

報告第2号

平成26年度東かがわ市土地開発公社の事業計画に関する書類の報告について

土地の取得と処分の計画及び予算計画など、事業計画に関する書類が、同公社理事会の議決を得て、本市に提出され、地方自治法の規定により本議会に報告されました。

報告第3号

平成26年度一般財団法人東かがわ市スポーツ財団の事業計画に関する書類の報告について

事業計画に関する書類が同財団理事会の議決並びに評議員会の承認を得て本市に提出され、地方自治法の規定により本議会に報告されました。

事業計画では、本市の体育施設を管理運営し、健康で住み良いまちづくりの実現を図るため、市民の健康及び体力づくりに貢献するスポーツ事業を展開し、市民のスポーツ人口の拡大に努めることとしています。

なお、収支予算は、予算額1億4,295万円とし、対前年度比255万5千円の増額になっています。

報告第4号

東かがわ市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、本市においても新たに東かがわ市新型インフルエンザ等対策行動計画が作成され、本議会に報告されました。

行動計画の内容は、市民への適切な方法による情報の提供及び市民に対する予防接種の実施等、発生段階に応じて市が実施する事項について記載しています。

条例の制定(3件)

議案第1号

東かがわ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

地方分権により、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、条例で定めることとされたため、新たにこの条例を制定したものです。

内容は現在までの厚生労働省の基準とほぼ同様の定めとしています。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第2号

東かがわ市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について

地方分権により、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及びセンター運営に関する基準については、条例で定めることとされたため、新たにこの条例を制定したものです。

内容は現在までの厚生労働省の基準と同様の定めとしています。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第3号

東かがわ市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

工場立地法は、全国一律の準則のみでしたが、地方分権により、緑地等の割合を地域の状況に応じて準則を定めることができるようになりました。

本市においても、工業用地の効率的な活用と企業立地や設備投資の促進を図るため、緑地面積率等を緩和する準則を定める条例を制定したものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

条例改正（14件）

議案第4号

東かがわ市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

地方分権により、「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、修学に必要な認められる期間については2年とし、併せて関係諸規定の字句

修正並びに経過措置を定めたものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第5号

東かがわ市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

地方分権により、「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、高年齢の職員として部分休業を認める年齢について55歳に達した職員とし、併せて関係諸規定の字句修正並びに経過措置を定めたものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第6号

東かがわ市行政財産の目的外使用に関する使用料条例及び東かがわ市港湾管理条例の一部を改正する条例について

消費税の税率が8%に引き上げられることに伴い、使用料等に乗じる率を、100分の105から100分の108に改めたものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第7号

東かがわ市特別会計条例の一部を改正する条例について

商品券事業の清算処理が、平成26年3月31日をもって完了することに伴い、商品券事業特別会計を廃止するため、条例の一部を改正したものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第8号

東かがわ市道路復旧費徴収条例の一部を改正する条例について

議案第9号

東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第10号

東かがわ市農業集落排水事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第11号

東かがわ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号から議案第11号の4議案については、現在の低金

利の経済情勢を踏まえ平成25年の税制改正により国税及び地方税の延滞金の利率を引き下げる見直しが行われ、それに伴い、延滞金の特例の規定を整備するため、それぞれの条例を改正したものです。

施行期日は、公布の日からとし、経過措置として、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用します。

議案第12号

東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

改正の内容は、放課後児童クラブの学校休業日の区分の内、夏季休業日の期間を変更するものです。

現在、7月21日から8月31日まで夏季休業日と定めています。東かがわ市立学校の管理運営に関する規則」の改正にあわせて、7月21日から8月24日までに変更したものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第13号

東かがわ市障害程度区分認

定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されたことにより、これまで心身の状況を示すものであった「障害程度区分」という定義が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められることになりました。

これに伴い、本市における介護給付費等の支給に関する審査会の名称も「障害支援区分認定審査会」に改めるものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第14号

東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

改正の内容は、付属機関等の特別職の職員の名称3件を変更するもので、「障害程度区分認定審査会委員」から「障害支援区分認定審査会委員」に、「要

介護認定・障害程度区分認定調査員」から「要介護認定・障害支援区分認定調査員」に、「就学指導委員会委員」から「教育支援委員会委員」に変更するものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第15号

東かがわ市奨学金条例の一部を改正する条例について

今回の改正は、昨今の学校卒業後の就職状況等をみると生活の基盤ができるまでの期間が1年以上必要な場合もあることから、現在、学校を卒業後「1年間」となっている奨学金の返還猶予期間を「3年間」に延長するものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第16号

東かがわ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

地方分権により、「社会教育法」が一部改正され、社会教育委員の構成や定数等に関する規定について、地域の実情にに応じ地方公共団体の条例で定めるこ

とになりました。そのため、委嘱の基準等に関する規定を加えるとともに、定数についても6人から6人以内に改正を行うものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

議案第17号

東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について

主な改正は、平成26年3月末をもって丹生公民館が閉館されることに伴い、丹生公民館に関する条文を削除するとともに、引田・大内・誉水の各公民館について、部屋の名称を追加し、用料及び空調料金を設定するものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

補正予算(9件)

☆ 一般会計

議案第18号

平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第6号)について

歳入歳出ともに6億3,2

08万3千円を減額し、補正後の予算総額を150億3,132万3千円に

主な歳出

*民生費では、一般事務費基準額の変更に伴う老人ホーム措置費を追加計上したほか、制度改正に伴う障害者福祉システム改修経費、交付額の確定に伴う障害児事業返還金、実績見込みに伴う後期高齢者医療事業療養給付費負担金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を追加計上。

*衛生費では、国の平成24年度補正予算に伴う地域の元氣臨時交付金のうち、水道事業対象分を繰入金として追加計上。

*農林水産業費では、国の平成25年度補正予算に伴う補助対象事業として、ため池ハザードマップの作成及び林道改良工事に要する経費を追加計上。

*消防費では、工事箇所数の増加に伴う消火栓設置工事負担金を追加計上。

*教育費では、電気料金の値上げ対応等に伴うパペットランド指定管理委託料及び各種大会への参加増による教育振興補助金

を追加計上。

その他の補正については、事務事業の精算見込みによるものです。

歳出に対する財源としては、事業実施に伴う国、県補助金、地方債等を充てています。

また、繰越明許費として、国の平成25年度補正予算に伴う補助対象事業を含め、総額9億495万9千円を計上しています。

☆特別会計

議案第19号

平成25年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出ともに2億7,403万9千円を減額し、補正後の予算総額を44億9,946万4千円に

主な歳出は、国民健康保険の補助金等の申請書作成システムの更新費用を増額し、保険給付費及び保健事業費は、これまでの実績により減額しています。後期高齢者支援金をはじめとする支援金、納付金、拠出金につ

いては、額の確定により増額又は減額しました。

この歳出に対応する歳入については、交付金、繰入金、繰越金等、額の確定によるものです。

議案第20号

平成25年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出ともに1億1,944万5千円を減額し、補正後の予算総額を38億3,344万3千円に

主な歳出は、実績見込みによるもので、不足が見込まれる介護予防サービス給付費等を増額し、介護サービス給付費及び地域支援事業費を減額しました。また、消費税引上げに関連した介護報酬、区分支給額の変更に伴うシステム改修委託料367万5千円を計上しました。歳出に対応する歳入は、システム改修費用に対して国庫補助金、事務費繰入金で調整し、保険給付費、地域支援事業費については、国県等の交付金、保険料等で調整しています。

議案第21号

平成25年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出ともに3,000万9千円を減額し、補正後の予算総額を4億4,272万3千円に

主な歳出は、精算見込みにより減額したものです。

議案第22号

平成25年度東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ6,143万5千円を減額し、補正後の予算総額を3億8,093万3千円に

主な歳出は、三本松地区管渠布設工事の設計委託料並びに工事請負費を業務の精算見込み及び社会資本整備総合交付金の減額により事業費を減額するものです。

また、平成26年度においても更に国費が縮減される傾向にある下水道事業において、安定的補助財源の措置を講じる手段として、本年度交付決定事業費の剰余額を翌年度に繰越し、舗装

復旧及び管渠布設工事に充当するものです。

歳出に対応する歳入としては、国庫補助金及び起債を減額するとともに、一般会計繰入金を追加するものです。

議案第23号

平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

歳入歳出ともに396万1千円を減額し、補正後の予算総額を2億7,072万5千円に

主な歳出は、事業費の精算見込みによる減額を行うものです。

議案第24号

平成25年度商品券事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出ともに126万6千円を減額し、補正後の予算総額を403万4千円に

商品券事業の精算見込みに伴う減額で、歳入は、一般会計からの繰入金30万円を全額減額、前年度繰越金を額の確定に伴い96万6千円減額するものです。歳出については、東かがわ市商工会への取扱事務委託料を実績

額にあわせて23万4千円減額、償還金利子及び割引料を換金額が確定したため453万6千円減額し、商品券事業特別会計の決算剰余金350万4千円を一般会計への繰出金として計上するものです。

議案第25号

平成25年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第2号)について

収益的収支では、水道事業収益を742万9千円減額し、補正後を6億6,418万1千円とし、水道事業費用を700万円減額し、補正後を5億8,924万6千円とし、さらに、資本的収支では、資本的収入を1,051万5千円減額し、補正後を1億8,406万8千円とし、資本的支出を4,450万円減額し、補正後を5億681万8千円とするものです。

主な内容は、精算見込みによる減額するものです。

議案第35号

平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第7号)について

歳入歳出ともに、62万円を

増額し、補正後の予算総額を150億3,194万3千円に

パペットランド指定管理委託料の電気基本料金に係る対応についての意見があり指定管理委託料を増額したものです。

その他(1件)

議案第34号

指定管理者の指定について(東かがわ市丹生コミュニティセンター)

平成26年度より供用開始する新しい丹生コミュニティセンターについては、特例に基づき、公募によらず指定管理者の選定を行う施設とし、学校跡地等の有効利用と地域活性化のため、「丹生地区活性化協議会」に指定申請の提出を求めました。本市指定管理者選定審議会に諮問し、適当であるとの答申のとおり「丹生地区活性化協議会」を丹生コミュニティセンターの指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

の5年間です。

人事(1件)

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現在、人権擁護委員としてご活躍の植谷るり子氏の任期が6月30日をもって満了することから、引き続き、人権擁護委員として同氏を推薦することに同意しました。

なお、任期は平成26年7月1日から平成29年6月30日までの3年間です。

発議(1件)

発議第1号

特定秘密保護法の廃止を求めめる意見書について

特定秘密保護法の廃止を求めめる意見書を国家機関に提出する議案が提出されましたが、賛成少数で否決しました。



予算常任委員会

26年度予算

☆一般会計当初予算額は

前年度より4・9%増の
153億8,222万
3千円となる

歳出

▽議会費

対前年度比0・3%増の
1億8,920万4千円を計上

▽総務費

対前年度比25・6%増の
29億1,035万9千円を計上

【総務課】

【個人情報保護事業】

問 今年度委託料が360万円計上しているが、これだけでデータベースの構築となるのか。

答 今回、予算計上しているのは、地域防災グループが所管する個人情報保護条例に基づ

く部分での予算計上であり、実際のナンバー制に伴う業務については、別の所管課が担当する。

【防犯灯設置事業】

問 LED化の推進が遅いと思うが。

答 方向性はLED化を進める。技術等の流れをみて段階的に続けて行く。

【政策課】

【移住・交流支援事業】

9万円

【定住化促進事業】

6,000万円

【縁結び事業】

問 縁結び事業の詳しい説明を。

答 市が主体に進めていく事業で、具体的に内容についてはこれから委嘱する支援員と相談しながら進めていく。

問 支援員はどういう方を認定しようとしているのか。

答 特定の年代でなく幅広く募集する必要がある。また、事業所からも推薦して頂けるようお願いする。

▽教育費

対前年度比17・4%減の
15億8,637万7千円を計上

【学校教育課】

【中学校環境整備事業】

問 引田中学校、大川中学校の運動場防球ネット嵩上げ工事は、できたばかりの学校である、何か不備があったのか

答 当初予定していた以上に、練習等でボールが外に出るために安全性のため必要性があるということ、工事を行う。

【教育支援事業】

問 教育支援センター専門指導員の報酬は前年の倍になっているが1人でないのか、また指導員は専門的な知識も必要であるが、どういう内容の仕事なのか。

答 主な事業は、ネットワーク支援事業、フレンド教室で、専門員を各事業ごとに1名配置する予定。資格は社会福祉士、臨床心理士を持った専門員。

【土曜口授業運営事業】

問 この事業の実施回数が前回のモデル事業から半数であ

る。何が要因で半分になるのか。

答 今年度から実施する夏季休業日の短縮との関連で、土曜日の有効な活用や本来の目的に沿った形をとり、実施回数を10日間に予定した。

【生涯学習課】

【一般経費】

問 委託料の中で市の体育協会への委託料は814万円、文化協会の委託料は70万円であり、文化と体育との委託料の違いは。

答 委託料の金額の差が大きいのは、事実である。文化協会、体育協会とも幅広くみんなに活動していただくことが基本的なことであるが、どうしても不足する場合には解消する必要があると思っ

【一般経費】

問 パペットランド指定管理委託料の算定根拠で電気代の消費税増税分と基本料金分の説明では、基本料金について83万円計上しているが、補正予算の時の説明と相違がある。

負担する130万円まるまる計上すべきではないか。また、すべての指定管理委託料の算定について市の考えは。

【答】算定については、理論的におかしいことから次の機会に補正等の対応を考える。

指定管理制度のリスク分担について、市全体の問題となることから今後取扱について検討をする。

【コミュニティセンター運営事業】

【問】相生のコミュニティセンター
―整備工事に体育館の屋根改修費用を計上しているが、耐震改修工事をした時に屋根の修繕はしなかったのか。

【答】施工したのは体育館の屋根の回りの陸屋根部分であり、このシート防水部分を改修した。

【文化財保護事業】

【問】委託料の中に引田城址試掘調査委託料等250万円とある。その調査の結果を踏まえて将来どのようにしていくのか。

【答】城パーク構想の中で一応引田の古いまち並み、それから安戸池、引田城址、ランプロ

ファイヤー、その辺りまでを1つの城パーク構想で公園化の構想を描いている。県外のPR等も含め活用する方向で進める。

▽民生費

対前年度比8%増の

47億5,731万6千円を計上

【子育て支援課】

【子育て支援一般事業】

【問】ファミリースポーツセンター
―事業は、本年度もほぼ同額の予算345万円が計上されている。昨年から始まったが、どのぐらいの方が利用しているのか。

【答】26年2月末の会員数は、42名で、その内、3名から5名が会員相互の活動をしている。

【福祉課】

【臨時福祉給付金事業】

【問】通信運搬費が600万円余り計上されているが、1人当たり約860円掛かることになる。この積算根拠は。

【答】申請の案内を返信用も含め

て郵便で3万通、民生委員等への協力依頼を600通で590万4千円となる。

【問】3万通というのは、対象者でなくて全住民に通知するの

【答】国の指導により全住民に通知する予算としている。通知については混乱が予想されるので6月の住民税が確定した段階でその対象者に通知する。

【敬老事業】

【問】地域とする敬老会事業を今年も昨年並みと考えているのか。また、事業の内容は。

【答】実施方法は12月に開催した反省会においても今年度と同じ方向性で実施することとなった。ただし、次期の自治会長と協議して決定する。事業内容については、均等割について検討しているところで、4月1日施行にむけて要綱を定める。

▽衛生費

対前年度比8・8%減の12億2,319万1千円を計上

【環境衛生室】

【フリーンセンター運営事業】

【問】消費税の関係でごみの袋の単価はどうなるのか。

【答】消費税が今回上がるが、現在のところ、ごみの袋の価格は変えない。今後さらに消費税が上がっていく場合さぬき市と協議し、考える。

【斎苑管理】

【問】斎苑の業務全てを外部委託するが、受付の流れについて。

【答】現在、動物の火葬業務については、受付を平日は環境衛生室で行っているが、休日については、午前8時半から9時半までの1時間を大内斎苑で受付を行っている。これを、26年度から大内斎苑で受付、受入れを行う流れとなる。人体は、通常どおり市役所のほうで受付するので、変更はない。

【霊園管理】

【問】霊園管理事業の概要の中に、使用者不明墓地の管理すべき人を調査し適正な管理を促すとあるが、調査はできているのか。

【答】管理者の調査は、25年度現

在から引き続きして継続して行く予定である。25年度に、白鳥霊園では28区画、三本松の墓地では44区画、引田の松原墓地では25区画の墓地に対し、使用者調査の札を設置している。

▽労働費

対前年度比91・7%減の
469万2千円を計上

▽農林水産業費

対前年度比14・4%増の
7億529万9千円を計上

▽商工費

対前年度比234・7%増の
6億538万2千円を計上

▽土木費

対前年度比10・6%減の
10億6,911万4千円を計上

【建設課】

【道路橋りょう維持事業】

問 原材料支給事業の補助は25年度は、19件である。24年度に制度の見直しを行ってから、急激に減っているが、こ

【答】

れで良かったのか。
地域の環境整備ということであったが、業者任せというふうな形になってきた。制度改正についての厳しい御意見等もあるが、26年度については今までもどおりで行う。制度については、地域の方が取り組みやすい検討をする必要がある。

▽消防費

対前年度比15・2%増の
7億4,038万1千円計上

▽公債費

対前年度比11・6%減の
15億5,404万6千円を計上

▽諸支出金

対前年度比41・9%減の
1,686万2千円を計上

▽予備費

対前年度比100%増の
2,000万円を計上

☆特別会計

△国民健康保険事業特別会計

対前年度比4・5%減の
45億1,709万3千円を計上

△介護保険事業特別会計

対前年度比1・6%減の
38億3,334万円を計上

△下水道事業

対前年度比3・6%減の
4億2,655万7千円を計上

△農業集落排水事業

対前年度比3・3%増の
2億7,982万4千円を計上

△介護サービス事業

対前年度比13・5%増の
2,980万9千円を計上

△後期高齢者医療事業

対前年度比0・7%減の
4億6,954万7千円を計上

☆水道事業会計

△東かがわ市水道事業

水道事業収益

7億3,095万円

水道事業費用

6億7,202万3千円

資本的収入

1億1,513万6千円

資本的支出

4億6,583万2千円

資本的収入額が支出額に對し不足する額3億5,069万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,181万4千円、当年度分損益勘定留保資金2億6,386万4千円及び建設改良積立金6,501万8千円で補填する。



付託議案

民生文教常任委員会

議案第15号

東かがわ市奨学金条例の一部を改正する条例について

問 返済開始猶予期間を1年後から3年後に改めると3年後から返還を始めるのか。

答 返還開始を1年後を3年後に改めるが、それを繰り上げて返還することも可能である。

問 返還の手続きはどのような行うのか。

答 卒業後すぐにお知らせし、返還誓約書と計画書の提出を願う。

議案第17号

東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について

問 使用料等は何の基準をもって決めたのか、冷暖房設備は部屋独自にあるのか。

答 追加された部屋については、類似の部屋の使用料を採用、冷暖房設備は部屋別に使用可能である。

議案第34号

指定管理者の指定について
(東かがわ市丹生コミュニティセンター)

問 指定管理者選定審議会の委員は公民館からコミュニティセンターに移行した経緯等々、十分理解のうえで審査したのか。

答 公民館とコミュニティセンターの法的な根拠、運営方針等を資料として配布しており、同審議会の委員は、内容等について網羅している。

問 午後10時から午前8時30分までの利用料金を決めている理由は何か。

答 子ども会やキャンプでの使用を想定して24時間で設定している。

指定管理者制度とは

地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人、その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である。

閉会中の調査事件

総務建設経済常任委員会

調査実施日

平成26年2月20日

調査項目

○第一次産業の現状と今後の課題について

(農業情勢について)

問 農業従事者の高齢化が進み耕作放棄地が増加しているが、市内の農地をどうやって守っていくのか。

答 農業基盤整備事業を進めてきたが、市内農地の半分位しかできていない。担い手の方がこれからも農業を続けていくために、集落営農化、大型化、技術力の向上等に対して市がフォローし、協力できるような体制を強めていきたい。

問 新たな制度について、施策の周知、説明が大変重要になるがどうしているのか。

答 農業委員が各地区におられるので農業委員会を通じて広くPRしていく。

民生文教常任委員会

調査実施日

平成26年2月7日

○社会福祉協議会への委託事業について

問 地域支援センター事業所の活動と事業所はどこにあるのか。

答 市内には「ワークハウスたけのこ」「こすもす」などがあり、活動している。就労継続支援のB型への移行も今後考えていく。

問 通所型の介護予防事業の今後の運営は。

答 通所事業所は大内支所と引田支所で実施しており、今後共、両施設での作業は続ける。

問 自治会等に対しサロン事業の推進等をどう進めているのか。

答 自治会の要望があれば専門の講師の紹介も計画していきたい。

消防団の処遇改善を図り

さらなる防災力の充実に

必要な時期に条例改正等を検討したい

総務課



楠田 敬

るほか、報酬・出勤手当の引き上げについて各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴である。本市でも条例改正などに取り組み、さらなる充実を図っては。

問 近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団員は火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆け付け、対応に当たる地域防災の要である。特に、東日本大震災では、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮した。一方で、198人が殉職し、命懸けの職務であることが知られた。しかし、消防団の実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっている。こうした事態を受け、昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行された。消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、退職報償金に一律5万円を上乗せす

答 本市消防団においても、団員の確保は、大変苦慮している。東かがわ市消防団員の定数は406人、平成25年4月1日現在の団員数は351人と毎年減少傾向となっている。また、市職員の入団状況については、入団者は43人であり、地震・風水害では職員として防災業務に従事するため、団員としての活動はできないが、火事、捜索等では、相当な戦力になっている。入団の促進を引き続き行っていくたい。

報酬等については、本市の現行水準は適正なものと考えているが、この度の法律の趣旨を踏まえ、他市の動向も注視しながら、必要な時期に条例改正等を検討したいと考えている。

安全・安心のまちづくりは

どうするのか

防災に減災の考えを取り入れる

総務課



井上 弘志

問 市政運営の基本事項として、安全・安心のまちづくりをすると言われているが、具体的にはどのような対策をとるのか。

答 ハード面では、引田・大内地区の学校施設整備や幼保一元化施設整備を行い、国・県事業を通じ、海岸、港湾、道路や河川施設の改修等の事業を実施している。ソフト面では、防災出前講座の開催や避難行動要支援者説明会等、市民啓発を行っている。また、市民、各種団体、事業所と医療救護や物資供給など災害時の応援協定を締結、新たに東かがわ市農業経営者協議会と食料供給に関する協定の締結に向け、最終調整をしている。

問 市は、市民の防災対策についての意識を把握しているのか。

答 機会あるごとに意識の向上や把握につとめている。現在、自主防災会長を通じて必要な資器材の保有状況の把握に努めている。

問 防災訓練の実施対策は、何を想定して訓練するのか。

答 平成26年度は風水害を想定した訓練の実施を考えている。

問 津波ハザードマップは出来たのか。

答 年度内に完成する予定で市民の皆様には広報紙、5月号への折込により全戸配布し周知する。

問 業務継続計画とは災害や事故など不測の事態を想定して役所の事業継続の視点から対応策をまとめたものである。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるように策定しておく行動計画である。東かがわ市業務継続計画は出来たのか。

答 先日、大規模地震対策編を策定した。被災を前提とした最悪の事態を想定し、何を、いつまでに、どのレベルまで復帰するのか、非常時に必要な業務と、その優先順位を定め、限られた人材、資源の中で、万一に備えた究極の事前合意として計画を策定した。

市内の公共工事において地元業者の 請負範囲を増やす考えはないか

受注機会の拡大に努める

総務課



大藪 雅史

問 現在我が市においては幼保一元化や学校統合、コミュニケーションセンターなど公共工事が目白押しとなつているが、少子化や過疎で人口は減少しており、それぞれの施設は比較的コンパクトなものでよくなつてきていると思われる。そういった中で地元業者が請け負える範囲の工事を増やすといった考え方はないのか。

答 これからの公共工事について、市として執行しなければならぬ公共工事は、市内業者でできるものは、できるだけ市内業者に発注することを、市の基本姿勢と考えている。また、市内業者の受注機会を拡大させるという観点で、東かがわ市建設工事指名競争入札参加資格基準について、対象業者の金額区分を拡大させる改正を予定してい

る。入札を実施するにあたり東かがわ市建設工事指名競争入札参加資格の格付け基準に基づいて、登録業者の会社の規模、施工能力に応じて点数をつけ、3ランクの設定をしている。この

ランクの区分により施工できるであろう規模の目安を定めたいものが東かがわ市建設工事指名競争入札参加資格基準である。例えば従来の土木一式工事の基準で、Aランクであれば全金額が対象、Bランクであれば2千万円規模まで、Cランクは1千万円規模までの工事の入札に参加できるように定めている。今回の改正は、土木一式工事のBランクについては2千万円規模を3千万円規模に、Cランクでは1千万円規模までを一千五百万円規模までに、また建築一式工事のBランクについては二千五百万円規模を4千万円規模までに、Cランク1千万円規模までを二千五百万円規模までに拡大している。

これからも資格基準については、適宜の改正などで受注機会の拡大に努めたい。

友好都市の提携をしてはどうか

本市とのご縁や先方の意向を考慮し検討する

総務課



矢野 昭男

問 本市は合併から10年の節目を経て、新基本構想に掲げるまちづくりの各施策も充実したものが表明された。魅力的で、にぎわいのあるまちづくりとして東かがわ10選のほか、イベント事業等を計画し、市外地域からの移住希望者と地域との交流を支援していく補助事業を新設したとのことであるが、ここで友好都市の提携を考えてはという質問である。合併前は旧引田町は北海道の旭川市と、旧白鳥町は美濃白鳥町と、旧大内町は秋田大内町と提携がなされ、それぞれが交流をしていたが、合併後は旭川市との物産交流が残っているだけになった。現在、県内自治体ではまんのう町と我が市のみが提携都市なしである。

答 現在、旭川香川県人会を通じての旭川市や隣接の東川町などの交流、宮城県東松島市への職員の派遣による交流や全国ソフトバレーとらまるフェスティバルなどのスポーツを通じての市民レベルでの交流活動など、様々なジャンルで交流している。もっとはつきりとした提携、交流をしたらどうかとのことだが、本市とのご縁や先方の意向も十分考慮したうえで検討したい。また今後、他の自治体との提携を結ぶ場合、時を逃がさない、しっかりとした目的を持ったものであるべきと考えており、皆様からの候補等についてのご意見があれば、ご一報いただきたい。

寒冷地との交流で手袋の直販、農産物の少ない都市部との交流で産直交流、人的交流ももちろんであり、子ども達も容易に交流ができる友好都市提携をしてはどうか。

現在、旭川香川県人会を通じての旭川市や隣接の東川町などの交流、宮城県東松島市への職員の派遣による交流や全国ソフトバレーとらまるフェスティバルなどのスポーツを通じての市民レベルでの交流活動など、様々なジャンルで交流している。もっとはつきりとした提携、交流をしたらどうかとのことだが、本市とのご縁や先方の意向も十分考慮したうえで検討したい。また今後、他の自治体との提携を結ぶ場合、時を逃がさない、しっかりとした目的を持ったものであるべきと考えており、皆様からの候補等についてのご意見があれば、ご一報いただきたい。

災害時に消火栓ホースは機能するのか

機能維持に努めている

総務課



鈴江代志子

問 先日東大名誉教授が土地のズレのデータから3月にも四国に地震が起きると予測し、現実

に3月14日未明に伊予灘で起きた。伊方原発の近海であり、福島のような原発事故が起これば260km離れた本市でも放射能の難からは逃れられない危険性がある。伊方原発の一刻も早い廃炉を望む。

防災対策について、自治体、自治会、自主防災組織や各家庭の具体策が急がれる。

火災について平成26年度も消火栓設置工事等、「消防水利の増強」として500万円余りの予算計上がされている。火災の初期行動として広域消防・消防団が来るまでの住民の早い対応

が必要であり、消火栓やホースがいつでも使える状態にしておかなければならない。そのため訓練も必要である。市内全てのホースは機能するのか。密集地で古い格納箱やホースも見受けられる。ホースを使って放水の点検ができているのか。総点検が必要でないのか。

答 ホース格納箱は本市消防団が毎年11月に水利点検を行っており消火栓の目視やホース等の点検を行っている。機材については老朽化等の異常が発見された場合には消防団や自治会から交換要望があれば消防団と連携し必要に応じ交換し、機能維持に努めているが放水は行っていない。

問 住民より「ホースの使い方を教えてほしい」との要望を聞くが。

答 具体的に言ってくれば消防団に伝え訓練の方法等は考えていく。

大内庁舎の跡地について

有益な施設として取り組みたい

政策課



田中 貞男

問 跡地については、窓口業務だけ継続されると決定されており、今後、市として様々な意見を伺って決定していくとのことであるが、意見の集約はどのような方法を考えているのか、要望についてはどのようなものがあるのか。

跡地については、具体的な施策は、建設時期を何時と考えているのか。

とらまる図書館を跡地に移設する考えはあるのか。

答 地元の意見をお聞きすることを必要とし、三本松地域の意見をまとめていただいた。三本松地区全域の自治会長で構成される三本松地区活性化協議会から25年10月22日に要望が提出さ

れた。商工会からも地域の次代を担う若者の意見を取り入れてほしいとの要望があり近いうちに機会を持ちたい。

現時点での要望については、窓口業務といくつかの会議・集會が出来るスペース。強い要望は郵便局の誘致であるが、協議をしているところである。

とらまる図書館については様々な観点から判断をしたい。整備時期については、協議が整いしだいに進めたい。



大内庁舎

暮らしやすい地域社会を築くには

地域の特性や事情を考慮し支援していく

政策課



大田 稔子

問 市長の目指す地域コミュニティ組織とは。

答 理想とする組織は、旧小学校区単位の地域が一体となって地域の課題解決やまちづくり活動を展開する個人、自治会、自主防災組織、老人会、婦人会、子ども会や企業など包含した組織である。

問 取り組み状況は。

答 三本松地区全域が自主的にまとまりつつあることを高く評価している。相生、五名、福栄、丹生地区の組織化が進んでおり支援もしている。

問 自治会組織に約3割弱の方が加入されていないが、市は何か施策をとっているのか。

答 広報等を通じて行っていく必要がある。

問 地域の人材育成・体制や組

織づくりは。地域力を結集し新しい公共のきっかけとなるよう窓口を一本化し、「まちづくり課」というような形を考える意向は。

答 地域の人材は地域住民の中から生まれるべきものと考えている。地元で信頼を勝ち得るプロセスが必要であり、そこに行政が後押しすることが必要であり支援をできる限り行う。専門部署も関係するが組織や課を活かし、できるだけ求めに近い答をだせるよう考える必要があると思う。

問 庁舎跡地利用計画のスケジュール・方向性は。市長がリーダーシップを発揮し熱意を持って声を上げる時期では。

答 これまで答えた方向で調整ができればいいに取り掛かる予定である。現段階は、いろいろな方や組織のご意見を伺う時期と思っている。まちづくりのため先頭に立ってやっていくことは非常に必要と思う。そして大事な時期に大事な役割をしていく。

新・基本構想の実現施策の取り組みは

効果的に事業を進めていく

政策課



渡邊 堅次

問 新基本構想「いつまでも住み続けたいまち」「安全・安心のまち」「市民との協働でつくるまち」と本市の10年後を見据えた3つの将来ビジョンが発表された。3つのビジョンに共通する本市の大きな課題は少子化と市民との協働のまちづくりだと考え、来年度から始まる縁むすび事業の進め方について先進地に職員またリーダー的な人材を派遣しては。

答 縁むすび事業を実効性あるものとするため来年度早い段階で、縁むすび支援員を委嘱し、先進地研修を行い効果的な事業を支援員とともに進めていく。

問 移住・交流支援事業の制度

の進め方は。

答 コミュニティ協議会など地域の団体が、移住希望者との交流の機会を設け、本市への移住を考えるきっかけづくりに必要な経費を支援する。

問 協働のまちづくりを進めていく上での課題は。

答 地域の自主的な活動を活性化する仕組みづくりが課題である。

問 課題を解決するために、事前にお手伝いできる得意分野を登録して市民活動センターが「橋渡し」すること、まちづくりやコミュニティ活動をより盛んにする協働まちづくりサポート登録制度を導入しては。

答 制度の有効性やサポートの活用方法等を含め、今後の検討課題と考える。

消費税増税で市民の暮らしは悪化、 市の公共料金への上乗せはやめよ

すでに水道料金等の公共料金の改定は決定している

政策課



東本 政行

問 最近の世論調査の結果、安倍内閣発足後、景気回復を「実感しない」が75・3%（時事通信）、4月からの増税で「家計の負担が重くなる」が79%（「朝日」）、4月以降家計の支出を「減らそうと思う」が55%（「読売」）である。多くの国民は安倍政権の経済効果「アベノミクス」の効果を実感するどころか、増税でさらに支出を切り詰めようとしている。所得や雇用は改善しておらず、消費がさらに冷えこめば経済も財政も悪化する。私が対話した多くの市民から、「消費税が8%になれば、家計が圧迫され暮らしていけなくなる」との悲痛な声を聞いた。この間の国会論戦で、消費税増税は、社会保障のためでも財政再建のためでもなく、大

企業への減税と巨大開発、軍拡のためであることが浮き彫りになった。4月からの消費税増税には何の大義もなく、ストップすべきである。日本共産党は、消費税に頼らない別の道を提案している。

増税によって、暮らしに大きな打撃を受ける東かがわ市民を守るのは、市政の責任である。国の悪政から市民を守る防波堤となるのは自治体の役割である。市は、公共料金への増税分の上乗せはやめるべきではないか。

市民と市政への影響についてはどうか。消費税増税についての市長の見解はどうか。

答 条例改正によって、水道料金等の公共料金にかかる消費税の改定は決定している。家計や市の事業で税率の改定分の支出が増える。国は十分に国民の理解を得られるようその使途について責任をもって取り組んでほしい。

子ども医療費無料化について

27年度から大幅な軽減に向けて準備する

保健課



石橋 英雄

問 平成25年度から子育て支援対策として、小・中学生が入院した場合にのみ医療費を助成するとされ、実施されている。

前回、私が一般質問で、通院時の医療費も無料化にしてはどうかとの質問に、前向きに検討を進めていくとされていたが、平成26年度当初予算では、25年度と同じ制度となっている。

今後、この制度を見直し、子育て支援として、義務教育終了時までの医療費補助を、入院時のみではなく、通院時にも補助すべきと考えるが、今後実施する考えは無いのか。

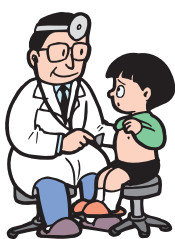
答 本年度から子ども医療費補助として、中学生までの入院に係る医療費の助成を開始し

た。

中学校までの通院に係る医療費の無料化については、これまでも質問があった。県、国へ乳幼児医療費補助制度拡充についても要望等を行ってきた。また、同時に、県下、近県の他市町の状況調査や財政負担について研究を重ねてきた。

結論としては、平成27年度から、中学生までの通院を含めた、次代を担う子どもたちの医療費の負担を大幅に軽減することとする。

平成26年度中には、システムの改修作業や医師会との調整、また、さぬき市との情報共有等の準備を行っていく。



大災害時におけるペットの救護対策を

同行避難が出来る対応を考えている

環境衛生室



滝川 俊一

行避難すると予想される。今後本市においてペット同行避難の出来る避難場所の設定や保護収容施設の救護体制又野放しになったペットをどう救護するのか伺う。

問 環境省は昨年6月大災害時にペットの犬や猫などを飼い主と一緒に避難させることを原則とし、自治体に体制整備や地域状況に応じた独自の対策マニュアルの作成を促す「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成し各自治体に検討するよう要望している。災害時には何よりも人命が優先されるが、近年ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあり、最近では人とペットの共生についても注目されている。もし南海トラフ大地震が最悪の場合香川県は20万人が避難予測され、そうなると5人に1人が避難することになる、本市でも500匹以上が飼い主と同

答 大災害時には、何よりも人命が優先されるが、避難場所には飼い主と共に避難してくるペットも予想される。本市としては飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本的な考え方とし、同行避難の出来る避難場所の対応を考えている。避難場所においては、アレルギーを持つ方や動物が嫌いな方が共同生活を送るので、ペットと人との住み分けや衛生面への配慮が必要である。また保護収容施設については、県獣医師会などの関係機関などとも連携しながら、救護体制の整備に努めたい。ペットが飼い主とはぐれた場合に備えて識別措置を取っておくことは必要と考えている。

農道の管理区分の見直しが必要

「管理農動に関する規則」を基に、利用度等を鑑みて検討する

経 済 課



木村 ゆみ

さんまでさかのぼってその経緯を確認することはできない。地域の現状を踏まえた個々の対応が求められる。これにどう対応するのか市長の所見を問う。

問 戦後の農地改革以来の大きな改革である圃場整備事業は、多くの方々の協力和巨額の財政投入によって成し遂げられている。こうした事業によって、本市では耕作地の約51%が整備され、法人化や担い手による効率化が進められている。

圃場整備事業で整備された道路は、換地作業を経て管理農道等に区分され、その区分に基づいて管理がされている。これらの道路について舗装等の整備をする段階になって市と住民の間で認識のずれが生じている。当時の経緯を確認したくても、10年以上もの歳月がたつと、当時の担当職員も退職し地元の役員

答 現状の管理農道は、県営土地改良事業などにより創設された道や合併以前の古い基準に基づいて認定された農道である。今後は、合併時に新たに制定された「管理農道に関する規則」に基づき、調査していく。

問 当然、基準は必要であるが、地元の役員さんも十分わからないままに区分された現状もある。地域住民の日々の生活に欠かせない道路である場合等、十分な考慮が必要ではないか。
答 一言で言えない部分もあり、矛盾も感じている。利用度等を鑑み、再度検討することが必要である。

市体育施設の運営等について

関係部局や指定管理者と検証し改善する

生涯学習課



大森 忠明

問 市の体育施設については、市民の健康及び体力づくりのため、また、スポーツを通して市民の皆様が親睦をはかることにより、健康で明るく住みよいまちづくりを推進するために設置していると考えている。

しかし、とらまるてぶくろ体育館については、香川県より移譲を受け2年が経過したが、先日行った体育館年間調整会で示された使用許可は、全国大会、四国大会、県大会、次に市の大会等の順番となっていた。

この調整会に出席した市民の方は、市の体育施設であるのに県立体育館の時と同じであるといっている。私は、市の大会が

優先で、次に市体育協会の大い、体協加盟団体の大会等、市民の方が優先と考えるが、また、使用料についても他の施設は、市体育施設設置条例と体育施設管理運営規則により使用料金と使用料金の減額や免除を受けられる団体を明記しているが、とらまるてぶくろ体育館は市都市公園条例・都市公園条例施行規則で免除団体等を定めていないために、何かと問題になっているが、改正するのか。

答 使用許可の順番は、市の体育館であり、指摘の通り市の大会等が優先であると考えているので、その方向で進める。

また、使用料金等については、市体育施設設置条例と市都市公園条例の整合性を検証して、使用料の減額や免除を受けられる団体を明確にして、市民の方に分かりやすいものとする。

素養を養う文化的教育を

継続的に行うべき

計画を早急につくり実践していく

学校教育課



鏡原慎一郎

問 文化的な教育は、子ども達の素養を養い、教養を養う上で土台となるものであり、子ども達の素養を養い郷土愛を育むことは市全体で取り組んでいかねければならない重要な取り組みである。本市において文化的教育をどのように考え取り組みを行っているのか。

答 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛することは、グローバル社会を生きていく子ども達にとって、とても大切なことである。そして、郷土愛を持ち続け社会で活躍できる人材を育成するためには、伝統文化に触れられるような環境づくりや啓発が大切である。地域づくりや人づくりを市民の皆様とともに考え、子ども達の大きな成長に

つながる施策に取り組んでいく。

問 総合学習や土曜日授業の時間に、素養を養う文化的な学習を継続的に行うてはどうか。

答 総合学習や土曜日授業の中では、歴史や特産物を調べる体験活動や実際に琴を弾いての授業等を行っている。

問 座学的な学習になりがちであるが、そうではなく、子ども達主体で気付きをもってもらえる授業が非常に重要である。素養を養う訓練としてやっていただきたい。

答 それぞれの地域で伝統的に続けてきたものをふるさと学(仮)と位置づけてそれを実践していけるような計画を早急につくり実践していく。

問 教育委員会だけではなく、市としても教育委員会と協力をしながら取り組みを共に進めていっていただきたい。

答 十分にやっていく。

賛 否 表

平成 26 年																		会議名	
第 1 回 定 例 会																			
3 月 25 日 採 決																			
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決・否決の別
議案第18号	議案第19号	議案第20号	議案第21号	議案第22号	議案第23号	議案第24号	議案第25号	議案第26号	議案第27号	議案第28号	議案第29号	議案第30号	議案第31号	議案第32号	議案第33号	議案第34号	議案第35号	議案名	
平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第6号)について	平成25年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	平成25年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	平成25年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	平成25年度東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	平成25年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	平成25年度東かがわ市商品券事業特別会計補正予算(第1号)について	平成25年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第2号)について	平成26年度東かがわ市一般会計予算について	平成26年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計予算について	平成26年度東かがわ市介護サービス事業特別会計予算について	平成26年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計予算について	平成26年度東かがわ市下水道事業特別会計予算について	平成26年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計予算について	平成26年度東かがわ市水道事業会計予算について	指定管理者の指定について(東かがわ市丹生コミュニティセンター)	平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第7号)について			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滝川 俊一	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	楠田 敬	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中川 利雄	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大田 稔子	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	渡邊 堅次	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鏡原慎一郎	
○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	鈴江代志子	
○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	東本 政行	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大森 忠明	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中 貞男	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	矢野 昭男	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	木村 ゆみ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	石橋 英雄	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大藪 雅史	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	井上 弘志	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	池田 正美	

議 員 の

会議名		平成 26 年																		
		第 1 回 定 例 会																		
		3 月 4 日 採 決																3月25日採決		
可決・否決の別	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	同意	否決	可決	可決
議案名	議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	議案第11号	議案第12号	議案第13号	議案第14号	議案第16号	諮問第1号	発議第1号	議案第15号	議案第17号	
議員名	東かがわ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について 東かがわ市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について 東かがわ市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について 東かがわ市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について 東かがわ市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について 東かがわ市行政財産の目的外使用に関する使用料条例及び東かがわ市港湾管理条例の一部を改正する条例について 東かがわ市特別会計条例の一部を改正する条例について 東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について 東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について 東かがわ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について 東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について 東かがわ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について 東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 東かがわ市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について																			
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鏡原慎一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴江代志子	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東本 政行	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
田中 貞男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は賛成 ●は反対 ーは除斥となった者です。

除斥とは、議題にあがっている案件に利害関係がある議員を審議から除くため、議場から退席させることです。

※議長（橋本 守）は可否同数の場合のみ表決権があります。

※諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 植谷 るり子氏

議
会
日
誌

27日 議会運営委員会
28日 県市議会議長会議議員研修会

1月

7日 民生文教常任委員会
議会改革推進会議

12日 総務建設経済常任委員会

20日 全員協議会

25日 議会運営委員会

2月

4日 民生文教常任委員会
議会運営委員会

5日 予算審査常任委員会

6日 予算審査常任委員会

7日 予算審査常任委員会

20日 本会議 (一般質問)

24日 議会運営委員会

25日 本会議 (一般質問)

28日 議会運営委員会
議会広報広聴特別委員会

3月

7日 議会運営委員会
議会広報広聴特別委員会

11日 全員協議会

16日 議会広報広聴特別委員会
議会広報広聴特別委員会

16日 全員協議会

議
会
報
告
会
開
催

● 5月15日(木曜日)午後7時より

白鳥コミュニティセンター 多目的室

引田公民館 第1講義室

● 5月16日(金曜日)午後7時より

相生コミュニティセンター 大会議室

丹生コミュニティセンター 多目的室

● 5月18日(日曜日)午後1時より

三本松公民館 第1会議室

福栄コミュニティセンター 大研修室

どの会場へのご参加も可能です。

多くの皆様のお越しをこころよりお待ちしております。

編集後記

東かがわ市は合併10周年記念式典が終わり、新たな年を迎え、26年度予算も可決しました。市の木「桜」市の花「コスモス」も決定、新庁舎も今年度中には完成の予定であり、東かがわ市の顔として、また防災拠点として役立つことを期待するものです。

4月には丹生コミュニティセンターが開設されました。地域のコミュニティ活動が活発に行われ、子どもから大人まで元気な声が聞こえる施設になってほしいものです。3月4日に始まった定例議会は25日に全日程を終了し閉会しました。

東かがわ市議会だより43号が市民の皆様へ届く頃は、山々の木々も芽吹き、新1年生の元気な通学が見られることでしょう。

この議会だよりを市民の皆様がそれぞれの思いで読んでいただければ幸いです。

T・N

市民のみなさん

議会傍聴を

してみませんか